

亀川中学校いじめ防止基本方針

海南市立亀川中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

本基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・和歌山県・海南市の「いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえ、保護者や地域の方々、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的に「いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処」（以下、「いじめの防止等」という）を総合的・効果的に推進するために作成する。

2 いじめの定義

（定義）

第2条 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめの定義は、法第2条で上記のように規定されており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが国の「基本方針」で示されている。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。

- ◆ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、及び、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的なかわりがある関係を指す。
- ◆ 「心理的な影響を当てる行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」や「悪口（陰口）を言う」などのほか、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む。
- ◆ 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。個々

の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的に行うことなく、いじめを受けた、または、いじめを受けた疑いがある生徒の立場に立って考えることが必要である。

- ◆ いじめられていても本人が否定する場合や、心身の苦痛を表現することができない、もしくは表現することが苦手であるといった個人の特性を踏まえるとともに、いじめられていることに本人が気づいていない場合（インターネット上で誹謗中傷を書き込まれたが、本人がそのことを知らずにいるような場合等）もあることを認識したうえで、当該生徒の表情や様子及び周囲の生徒の状況も含めて確認し、いじめにあたるか否かを判断する必要がある。

3 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

(1) いじめに見られる集団行動

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやタブレット、スマートフォンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 いじめの防止等の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導、養護教諭、学年主任、学級担任、教科担任、部活動指導にかかる教職員、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等より構成する。

学校いじめ防止対策組織は、国の「基本方針」に示された次の役割を担う。

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する生徒等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

イ 生徒指導部会

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導、養護教諭、学年主任、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のため生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

ウ 職員会議・現職教育での情報交換および共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する生徒等について、現状や指導についての情報交換および共通理解を図る。

エ ケース会議での情報交換および共通理解

月に一度、生徒指導主任、学年生徒指導、養護教諭、学年主任、学級担任等により開催し、現状や指導についての情報交換および共通理解を図る。

オ 同僚性の構築

特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まないように教職員の同僚性を構築するように努める。

(2) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

本校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

- 特別の教科道徳の時間の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。
- 教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年

齡集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を
培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 生徒会活動等の活性化

学校行事の運営等に生徒会がかかわることによって、生徒のコミュニケーション
能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成
する。また、学級活動（ホームルーム活動）等で、自分の意見や考えを交流した
り、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりす
る機会を設ける。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒によ
る自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受
け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自
分とともに他の人の大切さを認めようとする心や態度、行動力を育成する。ま
た、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわかる、できる
喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法
の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会等
と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用し
たりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づ
くりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害
行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門
家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させ
る。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関
する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、問題の複雑化・深刻化を防ぎ、早期の解決を容易にすること
につながる。日頃から生徒を見守り、信頼関係の構築に努めるとともに、生徒が示す
ささいな変化や兆候を見逃さないようにし、教育相談体制を整え、いじめを積極的に
認知することに努める。

ア 教職員間の連携

日常生活における生徒の様子や変化について、敏感にキャッチできるような意識
を高く保つとともにホームルーム活動・各授業・部活動等での様子や生活ノート
等によるチェックで、早期発見できるよう職員の連携を図る。

イ アンケート調査等の実施

「Q-U検査」を6月に実施し、「いじめアンケート」を6月、10月、2月に
実施する。実施に当たっては、解答の時間を十分に確保し、「記名」で行うとと
もに、回収する際は、学級担任に直接提出するなど、生徒が自分の心情を吐露し
やすい環境をつくる。

学級担任等は、アンケート調査の結果について気になることがあれば、学年主
任・生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。また、日常
取り組んでいる生活ノート等からの実態把握にも努める。

ウ 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、生徒の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整え、ケース会議を月1回定例化し、情報共有を行う。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認した場合、次のア〜クに留意して、学校いじめ防止対策会議が中心となって、迅速・適切に対処する。

ア 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

イ 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

ウ 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行い、対応したことを記録として残す。

エ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

オ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮の上で、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保および犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター、海南市子育て推進課等関係機関との情報交換を適宜行う。

カ インターネット上のいじめへの対処

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受け、不適切な書き込み等が犯罪と認められる場合は、そのサイト等を確認し、デジタルカメラやスクリーンショット等で記録したうえで、当該生徒および保護者に了解を得て、警察に通報・相談する。

(5) 継続的な指導・支援

学校いじめ防止対策会議やスクールカウンセラー等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除けるように支援し、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導するとともに、当該生徒の保護者と連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

(6) 「いじめの解消」についての判断

平成29年3月14日改定の国の「基本方針」において、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の自情も勘案して判断する。

ア 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることとする。

イ 「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害生徒本人および保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

(7) 家庭・地域との連携

保護者や地域の方々との信頼関係を強め、家庭や地域での生徒の様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、育友会総会や保護者会、三者面談等の機会に必要な応じて情報交換を行う。

地域の方々の学校行事への参加や連携して街頭指導を通じて、校外での生徒の様子への把握に努める。

(8) 教職員の資質と能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等に取り組む資質能力を身につけられるよう、和歌山県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」や「いじめ問題対応ハンドブック」などを活用し、年2回（4月・10月）の校内研修を行う。

(9) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、生徒指導委員会を中心に「学校いじめ防止基本方針」を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断

法第28条に規定する次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際は、国立教育政策研究所が示している重大事態対応フロー図をもとに、適切な対処を直ちに行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

（「いじめ防止対策推進法」より）

重大事態については、次の事項に留意する。

◆ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合

○精神性の疾患を発症した場合

- ◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態に関する報告、調査の実施、結果の報告と提供

重大事態が発生したと判断した場合は、国の「基本方針」に示された内容等に留意して、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した場合、または「疑い」が生じた段階で、直ちに海南市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）に報告する。
- イ 市教育委員会の判断に基づき、学校が主体となって調査を行う場合、校内いじめ防止対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたり、その結果を市教育委員会に報告する。
- ウ 市教育委員会の判断に基づき、学校の設置者（ここでは市教育委員会）が主体となって調査を行う場合、校内いじめ防止対策委員会は、事実内容を明確にするための調査に積極的に協力を行う。
- エ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- オ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

平成26年3月 作成
平成30年4月 改定
令和8年4月 改定